

社会保険おきなわ

2022. 3 No.497

今月の記事

年金事務所からのお知らせ

- 4p 従業員を採用した場合・従業員が退職した場合
- 5p 扶養家族を被扶養者にする場合・資格喪失証明書の交付について
- 8p 会社を退職(失業)された方へ 国民年金への変更手続きはお済ですか?
- 9p 事業主の皆さまへ 社会保険手続きは電子申請でカンタンに!

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

- 6p 保険料率が変わります
- 7p 制度改正のお知らせ

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「働きやすい職場をつくる振り返りのススメ (前編)」 2p - 3p

「日本年金機構エッセイ」 10p

社会保険Q&A 「教えて城間先生!!」 11p

「協会費の納入は「口座振替」をご利用ください!!」 12p

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



働きやすい職場をつくる振り返りのススメ(前編)



忙しい毎日をごすあままり、自分のことを知っているようで、知らないことがたくさんあります。たとえば、「あなたにとって仕事とは何ですか?」と聞かれたとき、すぐにあなたらしい答えを浮かべることができでしょうか。

「あなたにとって、仕事で大切にしていることは何ですか?」

「あなたのチームを表すキーワードは何ですか?」

「あなたにとって、働きやすい職場とは何ですか?」

このように働きやすい職場をつくるには、「どんな振り返りをチームでするか」が重要です。振り返りで行う質問は、「はい」か「いいえ」ですぐに答えられるものや人事評価されているような問いかけだけでは、職場の雰囲気改善されません。

大切なのは同じ仕事に取り組むメンバーでもそれぞれ答え(思い)が違うことを共有することです。なぜならば、スタッフが活動する職場環境には、たくさんの可能性を秘めているためです。そのなかで一人ひとりが答えを導き出すことで「自分らしさ」を職場で表現することができ、その先にあるたくさんの課題を解決できる「チーム力アップ」につなげることができます。

働きやすいチームづくりで大切な最初のステップは、お互いの「ちがひ」と「おなじ」を知ることからはじめます。自分を知り、チームメイトを知ること自然とチームはたくましく、成長し

続け、温かさのあるチームへ変化させてくれます。

■振り返りが大切な理由

振り返りの目的は「働く環境の改善」です。働く環境を改善するためには良質で具体的な「アクション」が必要であり、そんなアクションをチーム全員で導き出すことが大切です。やみくもに「良いところ」「悪いところ」を話し合うだけではなく、改善に結び付けることができはじめて、チームとしての「成長」につながります。

仕事にはさまざまなPDCAサイクルがあります。PDCAサイクルとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をつなげた言葉で、このサイクルを繰り返しながら、仕事の質を上げていこうという考え方です。仕事の質を上げるためには関わるチームメイトの考えや行動をより良くしていく必要があります。振り返りは個人でも行えますが、チームで向き合う業務が多い職場ほどチーム全員で「個人とチーム」の評価と改善を行います。

振り返りの目的

- チームで取り掛かりやすい改善策をさがし、試す勇気を育むこと
- チームでこれまでの行動を思い返し、新たな気づきを育むこと
- チームでやってみてうまくいった行動を定着に結びつけること

- チーム全体でメンバーの個性を受け入れ、信頼関係を築くこと

「職場の雰囲気を改善したい」といった主旨の相談を受ける際に多いのは、改善に向けた話し合いが「上司だけ」「部下だけ」など立場を分けて行ってしまうことです。これでは見据える先(会社のビジョン)が経営視点と現場視点で分かれてしまうため、根本的な改善に至りません。

現状を改善していくためには、立場に関係なく変化を認め合い続けることが求められます。人は便利なもので環境適応能力が備わっています。意識なくとも変化に対応できているものです。つまり個人が持つ環境適応能力をチーム単位で身に付けることで、新たな気づきを職場に取り入れることができ、改善する雰囲気が育っていきます。

■振り返りの進め方

- ① 目的を考える
- ② 思い返す
- ③ 良い点を確認する
- ④ 継続できるアクションを考える
- ⑤ 問題点を洗い出す
- ⑥ 問題の原因を検討する
- ⑦ 改善できるアクションを考える
- ⑧ 各アクションから試すことを選択する
- ⑨ 各アクションから試すことを決める
- ⑩ 振り返りを振り返る

■振り返りのメリット

個人のメリット	企業のメリット	チームのメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・自身の理解が深まることで、客観的に自分を見ることができるようになる ・自身の感情や行動をコントロールできる意識が高まるため、社会人として自律性が高まる ・物事の考え方や仕事への意識、モチベーション向上、チーム内の関わり方などに変化が見られ、成長につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員一人ひとりの自律性が高まることで、各自が主体的に業務改善に取り組める ・企業力が底上げされることで、組織としての生産性が向上する ・客観的に物事を見る力が身につくため、チーム全体を冷静に見ることのできるリーダー人材の育成に役立つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実と感情を切り分けて話し合うことで、感情的に責めなくなる ・問題や課題をひとりで抱え込まなくなるので安心感が生まれる ・自然にチームの行動ルールが共有されることで自分の役割が明確になる ・自信が生まれることで、ミスを恐れないチャレンジする空気が生まれる ・働きやすいと感じる環境ができ、離職防止につながる

■振り返りのコツ

○感情と切り分けて振り返る

振り返りではありのままの事実を客観的にとらえることが重要です。つまり、「自分の感情」と「起こったこと」を切り分けて考えるということです。意見が合わず感情的になってしまった出来事、つい誰かのせいにしてしまいたくなる出来事も淡々と事実をベースに振り返ることができます。

○未来志向で振り返る

振り返りの目的は個人とチームの成長です。起こってしまったことを「反省」するのではなく、自分に矢印を向けながら今後どのような行動をすべきかと「内省／リフレクション」をすることで未来を見据えた考えが生まれます。人はだれしも、感情のコントロールがうまくいかないこともあります。冷静さに欠ける行動をしてしまうときもあります。そんな時こそ「もつと意識していくにはどうすればいいか」をチームで見つめ直すと職場の安心感も高まります。

○メンバーに対する敬意を忘れない

チームで取り組む仕事こそ、原因の追究で感情的になりやすいです。これは役割が違うことにより、異なる尺度で仕事をしているからこそ起こってしまうのです。役割が違えば、期待値が異なるのも当然です。しかし、チームとして、企業として目指すゴールは同じではないでしょうか。困惑や不安を熱い気持ちの表れと受け入れて他者への敬意を忘れないことが大切です。

■まとめ

現代では、企業と個人の関係性が変わってきています。これまでのように従属的な関係ではなく、対等な関係性を育むことで組織活動が飛躍していきます。経営者やリーダーはスタッフに対し、「働く価値」や「働きやすい環境」を整えていかなければいけませんし、スタッフは自身のモチベーションを高めて価値を提供していく必要があります。

経営者や人事、スタッフなどの立場に関わらず、それぞれが働く目的とスキルに合った適材適所を見定め、各自の人生と職場をよりよい方向に導いていくために、振り返りをきっかけに働きやすい職場づくりをしていきませんか。

次号では「振り返りの進め方」についてお伝えさせていただきます。

プロフィール

きたむら まさき
北村 正貴氏

北村ファシリテーション事務所代表。ファシリテーター。初級地域公共政策士。1985年生まれ。ベンチャー企業入社後、糸満市地域おこし協力隊を経て2017年に独立。

「寛容で温かさのある社会をつくる」をミッションとし、組織運営に大切な「対話の方法」を教える研修・ワークショップを行う。また、まちづくり分野において企画立案や組織づくりなどコミュニティマネジメントを行う。民間企業、行政機関、非営利組織など延べ300以上の組織やチームの支援実績を持つ。「働くことを楽しめるチーム・組織づくり」を広めることを目指し、活動中。



お知らせです。 /

従業員を採用した場合

【資格取得届記載例】

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』を提出しなければなりません。また、扶養者がいる場合は同時に『健康保険被扶養者（異動）届』も必要になります。

フリガナ、新旧漢字を楷書で記入（年金手帳の漢字が違っている場合は氏名変更届を提出）
 もれや誤りがないように 個人番号もしくは年金手帳を確認して記入
 年金手帳を紛失のときは「年金手帳再交付申請書」を同時提出。
 支給総額の見込み額 1ヶ月分の給与と支払見込み額を記入
 添付がなければ資格取得届を受理できません。

フリガナ、新旧漢字を楷書で記入
 （年金手帳の漢字が違っている場合は氏名変更届を提出）



アパートやマンション名のフリガナは必ず記入

様式コード 2200

健康保険 被保険者資格取得届
 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

事業所管理記号 8201-あああ 事業所番号 01234

個人番号 123456789012

被保険者整理番号 46 氏名 (氏) 年金 花子

生年月日 500911

取得区分 健康・厚生 123456789012

報酬月額 198000 円 (合計の1/2)

備考 1. 20歳以上被用者該当 2. 退職後の継続再雇用者の喪失

個人番号を記入せず、住所欄に住所を記入する場合、住民票上の住所を記入できない場合は、「理由」欄に住民票上の住所を記入できない理由に○をつけてください。
 住民票住所以外の居所等の登録を希望の場合は、別途「被保険者住所変更届」を提出してください。

従業員が退職した場合

【資格喪失届記載例】

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届』を提出しなければなりません。その際は必ず健康保険証を添付*しなければなりません。添付できない場合は『被保険者証滅失届』または『被保険者証回収不能届』を提出して下さい。また、健康保険証については、資格を喪失した日から無効になります。

※被扶養者の保険証もすべて添付します。
 70歳以上の方は高齢受給者証も添付します。



様式コード 2201

健康保険 被保険者資格喪失届
 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届

令和 年 月 日提出

事業所管理記号 8201-あああ 事業所番号 01234

個人番号 234567890123

被保険者整理番号 46 氏名 (氏) 年金 花子

生年月日 500911

喪失原因 退職等 (令和4年3月31日退職等)

備考 1. 20歳以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他

健康保険証添付 1 添付 0 返不能 0 枚

70歳以上被用者不該当 不該当年月日 令和 年 月 日

退職日を記入

用紙はホームページから!

(日本年金機構ホームページ<https://www.nenkin.go.jp/>)

お問い合わせ先は

各年金事務所の適用調査(徴収)課です。
 (自動音声案内3番→2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

扶養家族を被扶養者にする場合

【被扶養者(異動)届記載例】

様式コード 2202 協会管掌事業所用 健康保険 被扶養者(異動)届 第3号被保険者関係届 国民年金

令和 年 月 日提出

事業所整理記号 8201 あああ もれや誤りがないように

事業所 〒

電話番号

事業主確認欄 収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の課税対象資格・扶養対象であること確認しました。

厚生年金被保険者の配偶者にかかる届出記載がある場合、同時に国民年金第3号被保険者届も届出してください。

事業主等受付年月日 令和 年 月 日

受印

A 被保険者欄

被保険者整理番号 5 氏名 年金 二郎 生年月日 昭和57年10月10日 性別 男 2.女

取得年月日 令和04年04月01日 収入(年収) 280万円

配偶者が被扶養者(第3号被保険者)になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。
※事業主が、認定を受ける方の続柄を表面(a)の書類で確認した場合は、B欄④(又はC欄⑤)の「続柄確認済み」の口印に✓を付けてください。(添付書類については表面(a)(b)参照)

C その他の被扶養者欄

氏名 年金 年子 生年月日 令和02年06月26日 性別 1.男 2.女

続柄 1.父子 2.1以外の子 3.父母・養父母 4.義父母 5.姉妹 6.兄弟 7.祖父母 8.曾祖父母 9.孫 10.その他

理由 1.出生 2.就職 3.収入減 (4)同居 (5)その他

「高1、大学2」など学生の場合は学年を記入

退職の翌日、誕生日

失業保険、年金など もれないように

被保険者と扶養認定を受ける方の個人番号が記載され、下記添付書類等により事業主が職柄を確認し、備考欄の「続柄確認済み」の口印に✓を付けている場合は、続柄の確認にかかる添付書類は不要です(内縁関係を除く)

<添付書類等一覧> 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項目1・2を、別居しているときは項目1・2・3を添付してください。

項目	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票*1 (提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないこと確認した旨を事業主が届書に記載していること
2	年間収入が130万円*2未満かつ被保険者の年間収入の半分未満であること。	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または*3扶養親族であることを確認した旨を事業主が届書に記載しているとき ・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

- *1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。
- *2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
- *3 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等、非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

従業員が退職した時など、被保険者資格を喪失した時は「資格喪失証明書」を作成し交付してください。(作成例)

健康保険 資格取得・資格喪失 証明書 事業主交付用 (協会けんぽ版)

1. 被保険者(被保険者であった者)について記入する欄

フリガナ	ネン キン タロウ	生年月日	西暦 1960年 5月 6日
氏名	年金 太郎		
現住所	〒900-0025 那覇市壺川 2-3-9		
基礎年金番号	8250-123456		
保険者番号 (協会けんぽ用)	01470012	事業所記号・被保険者番号	
取得年月日 (入社日)	西暦 1994年 11月 1日	喪失年月日 (退職日)	西暦 2022年 4月 1日

喪失年月日は、退職日の翌日
被扶養者でなくなった又は被保険者の喪失日

2. 被扶養者(被扶養者であった者)について記入する欄

氏名	生年月日	続柄	認定年月日	解除又は喪失年月日
年金 花子	西暦 1963年 9月 23日	妻	西暦 1994年 11月 1日	西暦 2022年 4月 1日
年金 大介	西暦 1996年 10月 15日	子	西暦 1996年 10月 15日	西暦 2022年 4月 1日

※保険者が、全国健康保険協会沖縄支部の場合は保険者番号は01470012です

※上記ご案内の『資格喪失証明書』用紙を 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 ホームページに掲載しております。
〔沖縄県社会保険協会〕で検索 > ホーム > トップページ「新着のお知らせ」の最下部に掲載しております。

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

令和4年度の保険料率が変わります

協会けんぽ沖縄支部の**令和4年3月分（4月納付分）**からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

※任意継続被保険者の方の保険料率は令和4年4月分（4月納付分）から適用されます。

健康保険料率（沖縄支部）

■令和3年度■

現 行
9.95%

0.14%引き上げ

■令和4年度■

令和4年3月分
(4月納付分) から
10.09%

介護保険料率（全国一律）

■令和3年度■

現 行
1.80%

0.16%引き下げ

■令和4年度■

令和4年3月分
(4月納付分) から
1.64%

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料に介護保険料が加わります。



キーワードは「インセンティブ制度」

協会けんぽの健康保険料率は、主に都道府県支部ごとに加入者の皆様の医療費に基づいて算出されています。さらに、協会けんぽでは**皆様の健康づくりに関する取組を評価し、保険料率に反映させる「インセンティブ制度」**を導入しています。都道府県支部ごとに取組結果で順位づけをし、上位に入った支部は保険料率を引き下げられる制度です。一人一人の行動を変えることで、保険料率を下げるすることができます。詳しくはこちらの動画をご覧ください。



＜健康保険料率に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2211（音声ガイダンス4番）＞

健康保険事務
ご担当者様へ

保険証が使えるのは退職日まで！
保険証の回収とすみやかな返却をお願いします

ポイント

- ①退職日の翌日から保険証は使えません。
- ②退職される従業員様とその扶養に入っていたご家族様すべての保険証をご回収ください。
- ③70歳以上の方は高齢受給者証も併せてご回収ください。

回収した保険証は「被保険者資格喪失届」と併せて日本年金機構広域事務センターへご送付ください。
※電子申請で手続きする場合も、保険証は日本年金機構広域事務センターへ送付をお願いします。

- 保険証を紛失してしまっていた場合や、回収が遅れる場合は「健康保険被保険者証回収不能届」を保険証の代わりにご提出ください。
- 「被保険者資格喪失届」に保険証の添付がなかった場合（紛失している場合を除く）は、保険証返却についてのお知らせを被保険者だった方へ直接送付します。保険証を回収しましたら、その都度すみやかにご返却いただきますようお願いいたします。

＜保険証の回収に関するお問い合わせ先 レセプトグループ ☎098-951-2211（音声ガイダンス2番）＞

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

制度改正のお知らせ

傷病手当金

令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されました。

● **傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になりました。**

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

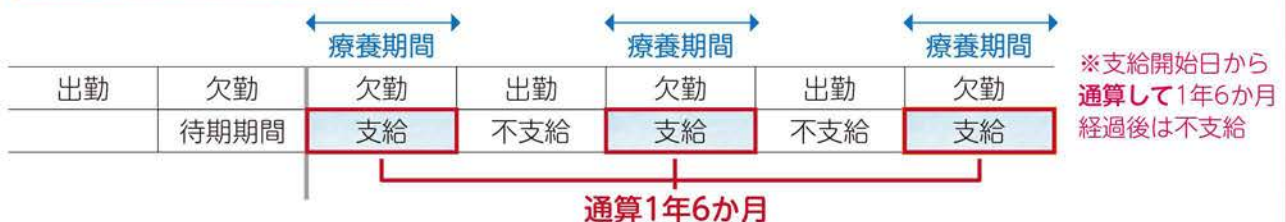
※令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

従来（令和3年12月31日以前）



改正後（令和4年1月1日以降）



出産育児一時金

出産育児一時金、家族出産育児一時金の支給額が改正されました。

● **対象の出産**

- ・ 産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産
- ・ 産科医療補償制度未加入の機関で出産

● **支給される金額**

出産日が令和3年12月31日以前……40.4万円
 出産日が令和4年1月1日以降……40.8万円

※産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合の支給額は42万円から変更ありません。



健康保険任意継続

任意継続被保険者の希望により、被保険者資格を喪失することができるようになりました。

● **手続き**

加入する協会けんぽ都道府県支部に「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出

● **資格喪失日**

申出書を受理した日の属する月の翌月1日
 （例.令和4年3月25日に受理した場合、資格喪失日は令和4年4月1日）

＜制度改正に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2211（音声ガイダンス1番）＞



全国健康保険協会 沖縄支部 ☎代表：098-951-2211

協会けんぽ

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため宛先住所の記入が省略できます。



＼年金事務所からのお知らせです。／

会社を退職（失業）
された方へ

国民年金への変更手続きはお済ですか？

国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

【手続きについて】 お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】 年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

【保険料額】 国民年金の保険料は毎年度変わります。令和3年度の月額保険料は16,610円です。

国民年金保険料の
納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料が全額または一部(4分の1、半額、4分の3)の保険料が免除になる制度があります。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！

メリット 1

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。(免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。)

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

万が一の際にも保障を確保！

メリット 2

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

① 退職（失業等）により納付が困難な方

申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方

※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

以下のいずれにも該当する方

○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

○所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます。

【申請について】

令和元年度分として「令和2年2月分から令和2年6月分まで」

令和2年度分として「令和2年7月分から令和3年6月分まで」

令和3年度分として「令和3年7月分から令和4年6月分まで」

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは

郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職（失業）時の免除審査の特例〔退職（失業）された方の所得をゼロとして審査〕が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。申請に必要なもの等詳細はお近くの年金事務所、市町村窓口へお問い合わせください。

＼年金事務所からのお知らせです。／

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは **電子申請** でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
 なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化が始まっています**。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送費などのコスト削減も期待できます。



お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。**併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。**



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



日本年金機構 電子申請

検索

＼電子申請がいちばん早い！／

■電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。

例えば、保険証は紙で申請されるより**電子申請の方が3～4日早く届きます**。ぜひ**電子申請をご利用ください**！

電子申請のご利用方法

STEP 1

「GビズID」
のアカウント
取得

STEP 2

申請データ
の作成

STEP 3

届書作成
プログラム
から申請！

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。
 詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

※「GビズID」の詳しい内容、
 手続きはGビズIDホームページ
 をご覧ください。



<https://gbiz-id.go.jp>

GビズID

検索

※1 **GビズID** とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※2 **届書作成プログラム** とは届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

ご提出にあたりご不明な点は、『**電子申請相談チャット**』へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする**電子申請相談チャット**を開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです
 【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】
 0570-007-123（ナビダイヤル）→**「2番」をお選びください**
 050から始まる電話でおかけになる場合は、
 03-6837-2913→**「2番」をお選びください**

＜受付時間＞

月～金曜日：午前8時30分～午後7時
 第2土曜日：午前9時30分～午後4時
 ※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日
 ～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構

「わたしと年金」

令和三年度受賞作品

厚生労働大臣賞

青森県

松本 充民様（四十代）

私は、地方職員共済組合から障害厚生年金を受け取っています。

私は、今から4年前の平成29年まで、青森県の職員でした。在職中にうつ病を発症し、県立精神科病院を受診、外来通院や4回の入院治療を受けましたが、復職には届かず、休職期間満了のため、退職しました。私は、主に商工行政に携わりましたが、自分の仕事に誇りを持っていたので、悲しくてたまりませんでした。

退職と同時に、私の主治医は障害年金の診断書を書いてくださいました。私は、診断書、受診状況等証明書を手し、病歴・就労状況等申立書を何度も書き直して作成のうえ、書類を揃えて共済組合に提出しました。

審査を受けている中で、初診日の証明が課題となりました。私が受診していた精神科クリニックが閉院していたため、カルテがなかったのです。ハローワークの社会保険労務士と私の父親が、当時の県の上司4人に、第三者証明を依頼、その証明書と私が診察を受けていたことを記録したノートを共済組合に提出しました。

請求から約半年後、共済組合から認定書が無事届きました。等級は3級でした。私は、本当に安堵しました。年金証書は、自宅の机の引き出しに、大切に保管しています。

私にとって、偶数月の15日は、特別な日です。私は、年金支給日は必ず空を見上げます。私は、青森市に住んでいますが、東京の方を見ます。年金が通帳に振り込まれているのを確認すると、本当にありがたくて、自然に涙がこみ上げてきます。今の私は、病気のため思うように仕事をすることができません。普段、生活をしていると、働くことができな自分、何のために生きているのだろうと思いがち、何のたすきでも、私には年金があります。年金は、私の生活を守ってくれるのと同時に、自分を大切にしたい目標を持って生きていかなければと、私を勇気づけてくれる、本当にかげがえのない大切な存在なのです。

私は、障害年金を受け取りながら、短時間だけ仕事をして、国民年金保険料を納付しています。私は障害等級が3級であるため、基礎年金

は受け取っていません。私は、青森年金事務所へ何度か年金相談に行き、老後の生活に備えるため、国民年金保険料免除制度を利用しながら、自分のペースで国民年金保険料を追納しています。私は思うように働けませんが、第1号被保険者として保険料を国に納めることで、社会の一員として、日本の年金制度を支えていくことが、今の自分にできることだと考えるようになりました。

私が大学生の時、母親は私の国民年金保険料を納めてくれました。今まで私を大事に育ててくれた両親を大切にしたい、両親が暮らしやすい環境を整えることも私の使命だと思います。自分に生きる力を与えてくれる、また、自分が誇りに思っていた県職員だったということをもっとも証明してくれる、本当にかげがえのない大切な年金を、自分の心の糧として、これからの人生を新たな目標に向かって一生懸命生きていきたいです。

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.8

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は定年退職を1か月後に控えた従業員に対しての
年休の新規付与についてです。



城間先生

Q

当社では年休の付与基準日を4月1日としていますが、4月30日に定年を迎える従業員がいます。この従業員にも年休を新たに付与する必要がありますか？按分付与は可能でしょうか？



事務担当者

A

所定の年休付与をしなければなりません。また、按分付与は認められません。

A

このケースでは、4月1日に新たな年休が付与されることとなりますが、繰越分も考えると4月30日までにすべての日数を消化させることが出来ない場合もありますが、それにより定年退職日を延長する義務はありません。就業規則で規定されている定年退職日の時点で使い切れない年休日数はそこで消滅することになります。

Q

わかりました。でも、繰越分を考えると消化できない場合もありますよね？

Q

わかりました。では、定年退職後に再雇用を行う場合はどうなりますか？

A

定年再雇用時の年休の取り扱いにより、60歳定年退職後に、引き続き嘱託として再雇用される場合、退職とはいえ、実質的に労働関係が継続していると考えられるため、勤続年数もリセットされずに通算され、年休日数も再雇用後に引き継がれることとなります。

Q

では、年休を買い取ることは可能ですか？

A

原則として、年休を金銭で買い取ることは出来ませんが、退職により消滅する年休を使用者の判断により恩恵的に買い取ることは認められます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金)

4月：1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)

□ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681



手続きはお済みですか？
今なら2022年度に間に合います！

協会費の納入は **安全** **安心** **便利** な
口座振替をご利用ください！！

沖縄県社会保険協会では、会員の皆さまからのご要望が多かった協会費(年会費)の「口座振替」での納入をご案内しております。
詳しくは、下記あてお問い合わせください。
沖縄県社会保険協会 TEL:098-861-2681

「口座振替」のメリット

【メリット】その1



支払って金融機関等に出向く必要がないので便利です。

【メリット】その2



口座振替にかかる手数料のご負担もありません。

【メリット】その3



下記の金融機関がご利用になれます。

- 〈取扱金融機関〉
- ・ JA 沖縄
 - ・ 琉球銀行
 - ・ 沖縄銀行
 - ・ 沖縄海邦銀行
 - ・ 沖縄県労働金庫
 - ・ コザ信用金庫
 - ・ ゆうちょ銀行
- (順不同)

「お手続き」は簡単です!!



STEP 1

下記「口座振替予約票」を FAX 又は E-mail でお申込

受付2~3日後に、「口座振替依頼書」をお送りします

STEP 2

後日、協会から「口座振替依頼書」が届くので必要事項を記入・捺印の上、協会に提出

依頼書提出日：
5月20日必着
2022年度から利用可能です

STEP 3

お手続き完了！
(設定完了後、毎年1回6月末に振替を行います)

引落前に「口座振替のおしらせ」通知書をお送りします

口座振替予約票

FAX:098-861-2682 または
E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp でお申込み下さい。

(ふりがな)

事業所名

〒
事業所所在地

TEL

(ふりがな)

ご担当者名

振替開始年度

※すでに口座振替をご利用いただいている事業所様に関しましては、改めてお申込する必要はございません。